

## 患者給食業務委託契約書（案）

- 1 業務名 あいち小児保健医療総合センターの患者給食業務
- 2 契約金額 契約書第7条に定める費用  
請求書の内訳は、全て消費税及び地方消費税抜きの単価及び金額とし、その合計金額に100分の8を乗じた金額を「消費税及び地方消費税の額」と明示し、合計金額と消費税及び地方消費税の額を加えた金額を請求金額とする。なお、請求時に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額とする。
- 3 契約期間 平成29年7月 1日から  
平成32年6月30日まで
- 4 契約保証金

愛知県（以下「甲」という。）と（患者給食委託業者名）（以下「乙」という。）との間において、上記業務の委託について別添条項により契約を締結する。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙、それぞれ1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 所在地 大府市森岡町七丁目426番地  
愛知県  
代表者 あいち小児保健医療総合センター  
センター長 服部 義

乙 所在地

(業務の範囲及び内容等)

第1条 この契約に基づく給食業務は、医療法施行規則第九条の十を遵守すること。かつ、別添の患者給食業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるとおりとする。

2 乙は、仕様書に定めのない細部の事項については、甲の指示を受けるものとする。

(作業上の注意)

第2条 乙は、本契約業務の責任者として患者給食受託責任者（以下「責任者」という。）及び業務の指導及び助言を行う指導助言者（以下「指導者」という。）を設置する。

なお、責任者については常勤者とする。

2 本契約業務の責任者代行として業務代行者（以下「代行者」）を常駐配置する。

3 乙は、医療法、食品衛生法等の関係法令を遵守し、常に善良なる責任者及び助言者の注意をもって懇親かつ適切に業務を実施する。また、甲の監督要望に従うものとする。

(従業員の管理)

第3条 乙は従業員に係る労働基準法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）及び「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」（昭和47年法律第113号）、その他労務に関する一切の責任を負い、常に従業員の風紀、衛生及び作業規律の維持向上に努めること。

2 乙は、仕様書に基づき委託事業に必要な従業員を確保しなければならない。

3 乙は、契約締結後すみやかに従業員名簿を提出することとし、また提出後従業員に異動が生じた場合はその都度名簿を提出すること。

(設備の使用及び保守)

第4条 乙は、甲の施設を使用して、調理・配膳等の給食業務を行う。

2 甲は、給食業務を行うに必要な建物、造作設備並びに器具物品（以下「甲の物件」という。）を乙に無償で使用することを許可するものとする。

3 乙は、甲の物件について、善管注意義務をもって管理保全にあたる。

4 乙は、甲の物件について、修理等の必要が生じた場合は甲へ申し出ることとし、甲がその必要を認めるときは甲の責において修理を行う。

5 乙は、甲の物件について、乙の責に帰す原因により修理の必要が生じた場合は、甲の許可を得て乙の責において修理を行う。

(公的物無断使用及び工作の禁止)

第5条 乙は、給食業務に使用する甲の物件を除く甲の所有する一切の土地、建物、構築

物、備品類、消耗品類等が無断で使用してはならない。ただし、甲の承認のある場合はこの限りではない。

(経費の負担区分)

第6条 委託業務の実施にかかる経費等の甲及び乙の負担内容は仕様書に定める。

2 乙は、使用する電気、ガス、水道等については、極力節約し、効率的な使用をしなければならない。

(委託費)

第7条 甲は、委託業務の費用（以下「委託費」という。）として、乙に次の管理費と食材費を支払うものとする。

(1) 管理費 金 円 (税抜金額)  
(月額) 金 円 (税抜金額)

(2) 食材費

ア 入院 (朝食) 1食につき 円 (税抜金額)

イ 入院 (昼食) 1食につき 円 (税抜金額)

ウ 入院 (夕食) 1食につき 円 (税抜金額)

エ 間食 1食につき 円 (税抜金額)

オ 祝い膳 (患者1人1食につき) 円 (税抜金額)

ただし、食事代は1人1日3食を限度とする。また、一般食・特別食とも同額とする。

2 請求書の内訳は、すべて消費税及び地方消費税抜きの単価及び金額とし、その合計月額に8パーセントを乗じた金額を消費税及び地方消費税の額又は税と明示し、合計月額と消費税及び地方消費税を加えた金額を請求金額とする。

(2) 請求時に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てた額とする

3 支払いは月払いとし、乙は毎月の業務終了後、甲に対して当該月の請求書を請求し、甲はこの請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

4 甲は、前項の支払を遅延したときは、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づいて年2.7パーセントの割合で算出した遅延利息を乙に支払わなければならない。

(履行遅延の場合における違約金)

第8条 乙が、履行を遅延したときは、違約金を甲に支払わなければならない。ただし、天災地変その他やむを得ない理由によると甲が認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定による違約金は、遅延日数に応じ未納部分相当額（1,000円未満の端数金額及び1,000円未満の金額は、切り捨てる。）に対し、年14.5パーセントの割合で算出した額とする。

3 前項の違約金に100円未満の端数があるとき、又は違約金が100円未満であるときは、

その端数金額又はその違約金は徴収しないものとする。

(個人情報保護)

第9条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱事務委託基準」を守らなければならない。

(権利義務譲渡の禁止)

第10条 乙は、給食業務委託の権利又は義務を他人に譲渡し又は下請負をさせてはならない。

(報告の義務)

第11条 甲は必要があると認めるときは、乙に対して委託業務の実施状況等について報告をもとめることができる。

乙は委託業務の実施に当たり事故が生じたときは直ちに甲に報告し、その指示に従わなければならない。

2 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じる恐れのあることを知ったときは、直ちに甲に報告しなければならない。

(乙の損害賠償義務)

第12条 乙は、第11条から第13条までに掲げる義務を怠り、その責任が不可抗力として甲が認める以外の理由で、甲に損害を与えたときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償額は、甲乙協議の上、定めるものとする。

3 乙の従業員がこの契約に基づく作業中、故意又は過失により甲又は入院患者及び第三者に損害を与えたときは乙は一切の賠償の責に任ずる。ただし、甲がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。

(契約の変更)

第13条 契約期間中において、食材料価格、給食数が大幅に変動した場合など金額や重要な事項について変更の必要が生じたときは、甲乙協議を行って変更契約を締結することができる。

(契約の解除等)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をしないでこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙がこの契約の条項に違反したとき、又は委託の継承を不相当と認めたとき。

(2) 乙が履行を放棄し、又は正当な理由によらないでこれを中止したとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、乙がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の目的を達することができないおそれのあるとき。

(4) 乙から契約解除の申し立てがあったとき。

- 2 乙は、前項第1号から第3号までの各号に該当する理由により、この契約を解除した場合において、甲に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 3 乙は、第1項第1号から第4号の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。
- 4 乙は、第1項第4号に該当する理由により契約解除の申し出をする場合は契約を解除しようとする月の3か月前までに甲に申し出をしなければならない。
- 5 乙は、第1項第1号から第3号及び第4号により契約を解除した場合は、その後2年間甲と契約を締結することができないものとする。

(予算の減額又は減額に伴う解除等)

第15条 この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る甲の歳出予算の減額又は削除があった場合には、甲は、この契約を解除するものとする。

(談合その他不正行為に係る解除)

第16条 甲は、乙がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができるものとし、このため乙に損害が生じても、甲は、その責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条第1項若しくは第2項(第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。)、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第7条の2第1(同条第2項及び第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。))。
- (3) 公正取引委員会が、乙に独占的状态があったとして、独占禁止法第8条の4第1項の規定による命令(以下「競争回復措置命令」という。)を行い、当該競争回復措置命令が確定したとき。
- (4) 乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙が共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が

同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。

3 第16条第2項及び第3項の規定は、前2項により契約を解除した場合に、これを準用する。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払)

第17条 乙は、前条第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。乙が契約を履行した後も同様とする。ただし、前条第1項第1号から第3号までのうち、排除措置命令、納付命令又は競争回復措置命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合は、この限りでない。

2 乙は、前条第1項第4号に該当し、かつ、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の10分の3に相当する額を支払わなければならない。

(1) 前条第1項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

(2) 前条第1項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に談合その他の不正行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前各項の場合において、乙が共同企業体であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に共同企業体を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団等排除に係る解除)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2) 暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責を負わないものとする。

(妨害等に対する報告義務等)

第19条 乙は、契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）（以下「妨害等」という。）を受けた場合は、速やかに甲に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

2 乙が妨害等を受けたにもかかわらず、前項の甲への報告又は被害届の提出を怠ったと認められる場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講じることがある。

(明け渡し義務)

第20条 乙は、本契約の終了とともに使用する従業員の控室及び給食施設等を直ちに明け渡さなければならない。

2 前項の場合において建物内の物件を甲の指定期日までに撤去しないときは、甲は任意にこれを処分することができる。

3 乙は、甲に対しいかなる理由をもってしても造作料、立退料、損害料等金品その他の

請求をなすことを得ないものとする。

(愛知県病院事業庁財務規程の準用)

第21条 この契約の条項に定めるもののほかは、愛知県病院事業庁財務規程の定めるところによる。

(紛争の処理)

第22条 この契約履行に関し紛争が生じたときは、公正な第三者を選定し、当事者と協議解決を図るものとする。

(協議)

第23条 この契約書及び愛知県病院事業庁財務規程に定めのない事項については、甲乙協議の上、別に決定する。

(業務代行保証)

第24条 乙の業務遂行が、火災、労働争議、業務停止等その他の事由により業務の継続ができなくなった場合に備え、別に「業務代行保証契約書」の締結を行い、業務代行者において業務の代行を行わせるものとする。



別記

個人情報取扱事務委託基準

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

2 乙は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報の取扱いに当たっては、この基準に定めるもののほか、番号法、特定個人情報保護委員会が定める「特定個人の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」等を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報を他人に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないこと等の個人情報の保護に必要な事項を周知するものとする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、この契約による事務を自ら処理するものとし、やむを得ず他に再委託するときは甲の承認を得るものとする。

2 乙は、甲の承認により第三者に事務を委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(目的外収集・利用の禁止)

第4 乙は、この契約による事務を処理するため、個人情報を収集し、又は利用するときは、受託事務の目的の範囲内で行うものとする。

(第三者への提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務を処理するために収集し、又は作成した個人情報が記録された資料等（電磁的記録を含む。以下同じ。）を、甲の承認なしに第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を、甲の承認なしに複写し、又は複製してはならない。

(作業場所等の特定及び持ち出しの禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報が記録された資料等を取り扱

うに当たっては、その作業場所及び保管場所をあらかじめ特定し、甲の承認なしにこれらの場所以外に持ち出してはならない。

(適正管理)

第8 乙は、この契約による事務を処理するため甲から提供を受けた個人情報の滅失及び損傷の防止に努めるものとする。乙自らが当該事務を処理するために収集した個人情報についても、同様とする

(資料等の返還等)

第9 乙がこの契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(第三者等からの回収)

第10 乙が、個人情報が記録された資料等について、甲の承認を得て再委託による提供をした場合又は甲の承認を得て第三者に提供した場合、乙は、甲の指示により、当該再委託先又は当該第三者から回収するものとする。

(事故の場合の措置)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この場合、甲は、乙に対して、個人情報保護のための措置(個人情報が記録された資料等の第三者からの回収を含む。)を指示することができる。

情報セキュリティに関する特約条項

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「本契約」という。）と一体をなす。

(規程等の遵守)

第2条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、愛知県情報セキュリティポリシーを遵守しなければならない。

(機密の保持等)

第3条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、甲の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。

2 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。

3 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、甲又は甲の関係者から提供された資料や情報資産（データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等。以下同じ。）について、庁外若しくは社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し（以上、電子メールの送信を含む。）、又は業務遂行の目的以外の目的で、資料、データ等の複写若しくは複製を行ってはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合はこの限りでない。なお、その場合にあっても、乙は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。

(従事者への教育)

第4条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、本契約に係る業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

(再委託時の特約条項遵守)

第5条 乙は、甲の承認を得て他に事務を再委託する場合は、再委託先の事業者がこの特約条項を遵守させなければならない。

#### (ネットワーク、情報システム等の使用)

第6条 乙は、本契約に係る業務の遂行にあたって、甲の管理するネットワークに乙の情報機器を接続し、又は甲の管理する情報システムの端末を利用する場合は、あらかじめ甲の指示に従い必要な事務手続きを行わなければならない。

2 乙は、前項のネットワークに接続した情報機器又は情報システムの端末について、業務遂行の目的以外の目的で利用してはならない。

3 乙は、第1項のネットワークに接続した情報機器について、甲の定める利用基準に従って適正な使用を行うとともに、特に第三者に使用させないよう適切に管理しなければならない。ただし、あらかじめ甲の承認を得て第三者に使用させる場合は、この限りでない。

4 乙は、第1項のネットワークに接続した情報機器について、前項に定めるものの他、情報セキュリティを確保するための必要な安全対策を講じなければならない。

5 甲は、乙が前項までの規定に違反した場合には、ネットワークからの情報機器の切断、情報システムの利用停止等の措置をとることができる。この場合において、乙の業務の円滑な遂行に支障が生じることがあっても、甲はその責任を負わない。

#### (資料等の返還等)

第7条 乙が本契約による業務を遂行するために、甲から提供を受けた資料や情報資産は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

#### (再委託先事業者からの回収)

第8条 乙が、甲から提供を受けた資料や情報資産について、甲の承認を得て再委託先の事業者提供した場合は、乙は、甲の指示により回収するものとする。

#### (報告等)

第9条 甲は、この特約状況の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求められることができる。

2 乙は、この特約条項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

3 乙は、この特約条項への違反の有無にかかわらず、本契約に係る業務で扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、速やかに甲にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(立ち入り検査)

第10条 甲は、この特約条項の遵守状況の確認のため、乙又は再委託先の事業者に対して立ち入り検査（甲による検査が困難な場合にあつては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証(ISO/IEC27001 等)の取得等の確認）を行うことができる。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第11条 甲は、本契約に係る業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合は、必要に応じて当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

(情報セキュリティの確保)

第12条 甲は、本契約に係る乙の業務の遂行にあたって、前条までに定めるものの他、必要に応じて、愛知県における情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、乙はこれに従わなければならない。